

告 示

埼玉県選管告示第三十三号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

公職選挙事務取扱規程（平成十二年埼玉県選管告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五号様式を次のように改める。

○ 公職選挙事務取扱規程の一部を改正する告示 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成何年何月何日

(宛先)

埼玉県選挙管理委員会委員長
何市 (区町村) 選挙管理委員会委員長 印
在外選挙人名簿登録者数等報告書

公職選挙法第30条の6第1項又は第2項の規定による在外選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。

記

1 在外選挙人名簿登録者数

在外選挙人名簿登録者数	平成何年何月何日現在	
	男	女
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A)		
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数 (B)		
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の抹消者数 (C)		
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A+B-C)		

2 異議申出者数

異議の申出をした者	異議の申出を正当と決定した者	異議の申出を正当でないとして決定した者	備考

(備考)

- (B)又は(C)の「平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数(又は抹消者数)」は、前回異議の申出期間の初日から今回異議の申出期間の初日の前日まで間に在外選挙人名簿に登録又は抹消された者の数を記載すること。
- 異議の申出により登録した者又は抹消した者は、それぞれ(B)の欄と(C)の欄に記載すること。なお、この場合には、当該登録者数又は抹消者数を()内添すること。
- (A)の欄は、前回異議の申出期間の初日の前日現在の名簿登録者数と照合のうえ、誤りのないよう注意すること。
- 「2 異議申出者数」において異議の申出に対する市区町村の選挙管理委員会の決定に不服のある異議申出人又は関係人から出訴があった場合には、そのあましを備考欄に記載すること。

第五号様式 (在外選挙人名簿登録者数等報告書様式)

改正案

平成何年何月何日

(宛先)

埼玉県選挙管理委員会委員長
何市 (区町村) 選挙管理委員会委員長 印
在外選挙人名簿登録者数等報告書

公職選挙法第30条の6第1項の規定による在外選挙人名簿の登録について、下記のとおり報告します。

記

1 在外選挙人名簿登録者数

在外選挙人名簿登録者数	平成何年何月何日現在	
	男	女
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A)		
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数 (B)		
平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の抹消者数 (C)		
平成何年何月何日現在における名簿登録者数 (A+B-C)		

2 異議申出者数

異議の申出をした者	異議の申出を正当と決定した者	異議の申出を正当でないとして決定した者	備考

(備考)

- (B)又は(C)の「平成何年何月何日から平成何年何月何日の間の登録者数(又は抹消者数)」は、前回異議の申出期間の初日から今回異議の申出期間の初日の前日まで間に在外選挙人名簿に登録又は抹消された者の数を記載すること。
- 異議の申出により登録した者又は抹消した者は、それぞれ(B)の欄と(C)の欄に記載すること。なお、この場合には、当該登録者数又は抹消者数を()内添すること。
- (A)の欄は、前回異議の申出期間の初日の前日現在の名簿登録者数と照合のうえ、誤りのないよう注意すること。
- 「2 異議申出者数」において異議の申出に対する市区町村の選挙管理委員会の決定に不服のある異議申出人又は関係人から出訴があった場合には、そのあましを備考欄に記載すること。

第五号様式 (在外選挙人名簿登録者数等報告書様式)

現行